

「特別養護老人ホーム 四季の里」 重要事項説明書

特別養護老人ホーム四季の里(以下「施設」といいます。)は、利用者の方に対し介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意して頂きたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 最勝会 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 山根 正文 |
| (3) 法人所在地 | 山口県柳井市日積3213番地 |
| (4) 電話番号 | 0820-28-5015 FAX番号 0820-28-5016 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 特別養護老人ホーム 四季の里 |
| (2) 施設長(管理者) | 是國 千代子 |
| (3) 施設の所在地 | 山口県柳井市日積3210-5 |
| (4) 電話番号 | 0820-28-1770 FAX番号 0820-28-1771 |
| (5) 入所定員 | 30人(3ユニット) 1ユニットの定員は10名 |
| (6) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート2階建 |
| (7) 建物の延べ床面積 | 1803.49㎡ |
| (8) 併設事業 | |
| ※短期入所生活介護 | 特別養護老人ホーム四季の里(空床利用) |
| ※通所介護 | あそか苑デイサービスセンター |
| ※居宅介護支援事業 | 最勝会支援事業所 |
| ※認知症対応型共同生活介護 | グループホームあそか |
| ※養護老人ホーム | あそか苑 |
| ※柳井市地域包括支援センター東部支所 | |

3. 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者(入所者)の方が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者の方に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

4. 当施設の運営方針

当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援いたします。又、施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めます。

5. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、介護保険法に定める、介護認定審査会において、次のとおり認定された方です。
- ①要介護3～5と認定された者で、常時の介護を必要とし、かつ、居室において介護を受けることが困難な方
 - ②要介護1、2と認定された者のうち、心身の状況や環境の状況により居室における日常生活が困難なことについてやむを得ない事由がある方
- なお、入所時において上記①又は②に該当する利用者の方であっても、将来、①及び②のいずれに

も該当しなくなった場合には、退所していただくことになります。
(2) 入所契約締結前に、施設が指定する診断書の提出をお願いいたします。

6. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する介護老人福祉施設サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）で定めます。

サービス計画の作成及びその変更は次のとおり行います。

①当施設の計画担当介護支援専門員（以下「計画専門員」といいます。）にサービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②計画専門員はサービス計画案について、利用者の方、その後見人、ご家族、身元引受人（以下これらの方々を「利用者の方達」といいます。）に対し説明、同意を得たうえで決定します。

③計画専門員は、サービス計画につき、6か月に1回、もしくは利用者の方達の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを検討し、変更の必要のある場合には利用者の方達と協議して、サービス計画を変更します。

④計画専門員は、サービス計画案又は計画変更案を作成した段階で、利用者の方達に対し、その内容を説明し同意を得ます。

7. 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室は全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	30室	13.49㎡
共同生活室	各ユニットに1ヶ所	109.51㎡
一般浴室・脱衣所	各ユニットに1ヶ所	15.3㎡
特殊浴室・脱衣所	1ヶ所	15.3㎡
トイレ	各ユニットに2ヶ所	15.3㎡
交流スペース	1ヶ所	79.73㎡

8. 職員の配置状況

施設では、利用者の方に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。施設の事情により増員することがあります。

職種	配置	勤務の形態	業務内容
施設長(管理者)	1名	常勤 専任	施設の業務を総括します。
生活相談員	1名	常勤 介護支援専門員と兼任	ご契約者の日常生活上の相談に応じ適宜生活支援を行います。
看護職員	1名 1名	常勤 専任 非常勤 機能訓練指導員と兼任	主にご契約者の健康管理や医療上の看護を行います が、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護職員	19名 3名	常勤 専任 非常勤 専任	ご契約者の日常生活上の介護全般について、適切な技術をもって介護を行います。
栄養士	(1名)	常勤 あそか苑と兼任	ご契約者に対する適切な給食管理、栄養指導を行います。
介護支援専門員	(1名)	常勤 相談員と兼任	ご契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
機能訓練指導員	(1名)	非常勤 看護師と	ご契約者の日常生活訓練を担当します。看護婦が担当します。
医師(嘱託)	(1名)	非常勤	ご契約者に対して健康管理及び医療上の指導を行います。

9. 職員の勤務体制

当施設では、以下の勤務体制にて、利用者の方に対して指定介護福祉施設サービスを提供しています。

職種	勤務体制
1. 医師	隔週（曜日不定） 13：30～14：30
2. 生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30～17：30
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8：30～17：30 1名
4. 介護職員	各ユニット 早出 07：00～16：00 1名以上 日勤 08：30～17：30 1名 遅出 11：00～20：00 1名 超遅 13：00～22：00 1名 夜勤 22：00～翌07：00 1名 ※夜勤は3ユニットを2名体制で行っています。
5. 介護支援専門員	生活相談員が兼務します。
6. 機能訓練指導員	看護職員が兼務します。

※土日祝日は上記とは異なります。

10. 施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

当施設では、利用者の方に対して以下のサービスを提供します。

①食 事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の方の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 朝 食： 7：30 昼 食： 12：00 夕 食： 17：30

②入 浴

・一般入浴又は機械入浴を週2回ずつ行います。

また、入浴日のうち、入浴できなかったときは、清拭を行います。

③排 泄

・排泄の自立を促すため、利用者の方の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・利用者の方の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるだけ離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送れるために、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・原則として毎食後、口腔ケアを行い、口腔内の衛生保持、口腔機能の維持に努めます。

(2) 利用料金が介護保険から給付される場合〔保険給付対象サービス〕

1日あたりのサービス料金は別紙1の「特別養護老人ホーム四季の里 利用者負担金説明書」のとおりととなります。

別紙1の「特別養護老人ホーム四季の里 利用者負担金説明書」に基づき、利用者の方の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計をお支払いいただきます（サービス利用料金は、利用者の方の要介護度に応じて異なります。）。

平成12年3月31日以前に他の特別養護老人ホームに入所されたことがある方は、別途規定により申し受けます。※利用者の方が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全

額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（「償還払い」といいます。）償還払いとなる場合、利用者の方が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、その変更された額に合わせて、利用者の方の負担額を変更します。

※外泊について外泊期間中、食事をとらない日数分等については、施設における介護費用及び食事に係る標準自己負担額の料金は徴収しません。（事前にご連絡下さい）

※利用者の方に介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については別表と異なることがあります。

（３）介護保険の給付の対象とならないサービス（個人の希望による実費サービス分）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の方の負担となります。

①居住費 ￥２，０６６－（１日） ※入院中であっても契約期間中はご負担いただきます。

②食事代 ￥１，４４５－（１日）

※①②については、介護保険負担限度額認定証による所得段階によって金額が変わります。

③利用者の方の自由な選択により生じる実費

・日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用。日常生活用品の購入についてはご希望により便宜を図ります（衣服、スリッパ、歯ブラシ等、喫茶、新聞、雑誌の購入等）。

なお、おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません（ただし、当施設の指定するおむつに限りします）。

④理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回あたり 実費 ￥２，２００－

⑤特別な介護機器用品

・車椅子、ベッド等標準的な装備以外の介護機器用品を希望される場合については自費によるレンタルまたは購入となります。

⑥現金の預かり等

・利用者の方の希望により、預かり金等の管理、支払の代行のサービスをご利用いただけます。詳細は、「四季の里預かり金等管理規定」によるものとします。

○お預かりするもの： 預貯金通帳、金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、各種年金証書、保険等の証書

○保管管理者： 施設長 是國 千代子

なお、預かるのが現金のみの場合は無料です。

⑦おやつ代

１日あたり：３０円

⑧レクリエーション・サークル活動

・利用者の方のご希望によりレクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。その際の費用については実費をいただきます。

⑨その他 利用料金： 利用者の方本人に係る医療費、通院費については実費をいただきます。

（４）利用料金のお支払い方法

毎月、１５日までに、別紙１の「特別養護老人ホーム四季の里 利用者負担金説明書」に記載された金額にて前月分の利用料等を請求いたしますので、施設に持参される場合は２５日までにお支払いください。口座振替及び振込みを希望される方は２６日までに振り込み或いは送金してお支払いください。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

振り込みによる支払いの場合

山口銀行 柳井支店 普通預金 口座番号 ６３３２９５３

口座名義 社会福祉法人最勝会 特別養護老人ホーム 四季の里 理事長 山根正文

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、施設の嘱託医の指示により、下記協力医療機関において入院治療を受けることができます(但し、下記医療機関での優先的な入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での入院治療を義務づけるものでもありません。)

※ただし、緊急時や必要と考えられる場合には、当施設の判断で診療や入院治療を受けていただく場合があります。

嘱託医	弘田直樹	
医療機関名称	弘田脳神経外科	所在地 柳井市古開作575-7
診療科名	脳神経外科・外科・リハビリ科・内科	
協力医療機関		
医療機関名	光輝病院	所在地 平生町佐賀嶋ヶ峰2番地77
診療科名	内科・外科・整形外科・消化器科・リハビリ	
協力歯科医院	戸田歯科医院	所在地 柳井市神代4183-16

1 1. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

(1) 契約の終了の場合の施設の退所

本契約書第13条所定のいずれかの事由に該当する場合には、当施設との契約は終了し、利用者の方には退所していただくことになります。

①本契約の期間が満了した場合(契約期間満了日の20日前までに、利用者の方から更新拒絶の申し入れがあり、かつ、契約期間が満了した場合を含みます。)

②利用者の方が死亡した場合

③利用者の方の要介護認定区分が、自立(非該当)又は要支援と認定された場合

④利用者の方の要介護認定区分の変更により当施設利用対象者の要件を充たさなくなった場合

⑤利用者の方が本契約書第14条に基づく本契約の解約又は解除を行った場合

⑥事業者が本契約書第12条又は第15条に基づく本契約の解除を行った場合

⑦利用者の方において他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設にて利用者を受け入れる体制が整った場合

⑧施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(2) 利用者の方からの退所の申出(中途解約・契約解除)

本契約の有効期間内であっても、利用者の方から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに書面でお申し出ください。なお、以下の場合には、即時に契約を解除し、当施設を退所することができます。

①事業者が提供するサービスの利用料金の変更に同意できない場合

②施設の運営規程の変更に同意できない場合

③事業者又は事業者の雇用する職員が正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供しない場合

④事業者又は事業者の雇用する職員が守秘義務に違反した場合

⑤事業者又は事業者の雇用する職員が故意又は過失により利用者の方の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の利用者が利用者の方の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的なおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、事業者から本契約を解除し、利用者の方には当施設から退所していただくことがあります。

①利用者の方が正当な理由なく利用者負担金を3か月分以上滞納した場合で、事業者が書面により14日以上期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解除する旨の催告をしたにもかかわらず、利用者の方が滞納額の全額を支払わないまま、当該期間が満了した場合

②利用者の方達が契約締結時に利用者の方の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれ

を告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
③利用者の方達が、事業者によるサービスの提供のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④利用者の方達が、故意又は過失により、事業者又は事業者の雇用する職員もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑤利用者の方達の言動が他の利用者や事業者の雇用する職員の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、利用者の方が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

⑥利用者の方が3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合又は入院した場合

⑦利用者の方が介護老人保健施設に入所した場合又は介護療養型医療施設に入院した場合

★当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

(入院中は、ご家族でお世話をお願いします。)

※入院後、3か月以内の退院が見込まれる場合

退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の費用についてはご負担いただきます。

1日あたり 246- (入院後7日目まで、それ以降は請求いたしません)

居住費については、入院中でもご負担をいただくようになります。

※3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除させていただきます。

(4) 円滑な退所のための援助

本契約の解除又は終了により、利用者の方が当該施設を退所することになった場合は、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

1.2. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、利用者の方のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、本契約に基づく利用者の方の事業者に対する利用者負担金などの経済的債務につき、利用者の方と連帯して支払っていただきます。また、利用者の方が病院又は診療所に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の利用者の方の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) 利用者の方が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、利用者の方が死亡されていない場合でも、本契約が終了した後、当施設に残された利用者の方の残置物を利用者の方ご自身が引き取らない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、利用者の方又は身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡したり破産手続をされた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、利用者の方にご協力をお願いする場合があります。

1.3. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付ます。

・苦情受付窓口(担当者) 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

〔職 名〕 管 理 者 是國千代子(施設長)

受付窓口 相談員及びユニットリーダー

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・山口県国民健康保険団体連合会

所在地 山口市朝田1980番地7

電話番号 083-995-1010 FAX番号 083-934-3665

受付時間 9:00~17:15 (月曜日~金曜日)

・山口県社会福祉協議会 福祉サービス苦情解決委員会

所在地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階

電話番号 083-924-2837 FAX番号 083-924-2793

受付時間 9:00~17:15 (月曜日~金曜日)

・第三者委員 高井 孝則 柳井市日積2937 電話番号 0820-28-0209

吉本 敏実 柳井市柳井3879-13 電話番号 090-7131-9126

・各市町村介護保険担当窓口 ※別紙参照

14. サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者の方に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の方の生命、身体、財物の安全に配慮します。

②利用者の方の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上ご契約者から聴取、確認します。

③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者の方に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。

④利用者の方が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

⑤利用者の方達の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付します(ただし、複写については実費相当額をいただきます。)

⑥利用者の方又は他の利用者の方達の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の方の行動を制限しません。

ただし、事業者が、利用者の方の行動を制限する場合は、利用者の方に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。この場合、事業者は事前又は事後にすみやかに利用者の方の後見人、利用者の家族、身元引受人に対し十分説明します。なお、サービス提供記録にその内容を記載します。

⑦事業者及び事業者の雇用する職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者の方に関する秘密を正当な理由なく契約中および契約終了後も第三者に漏らしません。職員の退職後も同様の扱いとします。ただし、事業者は、利用者の方のための往診又は利用者の方を通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、利用者の方の診療状況に関する情報を提供できるものとします。

また、事業者は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、利用者の方の個人情報を用いる場合(利用者の施設退所の場合を含みます。)は利用者の同意を、利用者の方の後見人、利用者の方の家族、身元引受人の個人情報を用いる場合はこれらの者の同意を、それぞれあらかじめ書面で得ます。

15. 事故発生時の対応

利用者の方に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、身元引受人、利用者の方の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、速やかに保険者へ報告を行います。

16. 非常災害対策

非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施します。

消防法に準拠して防災計画を別に定めます。

17. 定員の厳守

施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しません。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

18. 協議事項

本重要事項説明書に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者の方と誠意をもって協議するものとします。

19. 損害賠償について

(1) 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたり、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の方に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者が損害賠償の責任を負う場合でも利用者の方に故意又は過失が認められたり、又は利用者の方の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができます。

(2) ただし、事業者は自己の責めに帰すべき事由によりがない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の各号に該当する場合は、事業者は損害賠償責任を免れます。

①利用者の方達が契約締結時に利用者の方の心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

②利用者の方達が、事業者によるサービスの提供のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

③利用者の方の急激な体調の変化等、事業者が提供したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

④利用者の方達が事業者及び事業者の雇用する職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

⑤その他①～④に準ずる場合

20. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、入所されている利用者の方々の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 13:30～15:00

- ・面会簿を設置しておりますので、面会者は必ずその都度ご記入ください。

- ・なお、来訪される場合、生物等の持ち込みはご遠慮ください。

- ・面会される方よりご希望があれば、実費負担（1食¥500-）により食事をご用意いたします。利用者の方とご一緒に召し上がってください。前日15:00まで栄養士に申し出てください。

(2) 外出、外泊

- ・外出、外泊をされる場合は、2日前までにお申し出下さい。

- ・しかし、緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(3) 食事

- ・外出・外泊等により食事が不要な場合は、前日15:00までに申し出下さい。

- ・前日までに申し出があった場合には、前記9(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設、設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- ・故意又は過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の方に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ・利用者の方に対するサービスの提供及び安全衛生等の管理上のあると認められる場合には、利用者の方の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、利用者の方ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・当施設の職員や他の利用者に対し宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

- (5) 利用者の方の希望によりテレビを持ち込み、ご利用していただけます。
- (6) 喫煙 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- (7) なまものの持ち込み 食中毒等の問題がありますので、ご遠慮いただきます。
- (8) 感染症等で、隔離させていただくことがあります。団体生活なのでご理解ください。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 四季の里

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

<身元引受人>

住 所

氏 名 印

利用者との関係